

規則第7号

多摩南部成年後見センター業務指導委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩南部成年後見センター組織規則（以下「組織規則」という。）第5条の規定により、一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「法人」という。）に設置される一般社団法人多摩南部成年後見センター業務指導委員会（以下「指導委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 指導委員会は、法人が利用者に対して成年後見制度等を活用して適切な支援を行うために、次の各号に掲げる事項を審議し、指導助言し、及び承認し、又は報告を受けるものとする。

- (1) 法人の定款第4条第1号から第4号までに定める事務事業の利用の開始及び終了の決定に関する事。
- (2) 前号に掲げる事務事業の利用者の処遇に関する事。
- (3) 法人の定款第4条第6号に定める事業の実施の可否及び態様に関する事。
- (4) 法人の定款第4条第5号又は第7号に定める相談、広報活動等に関する事。
- (5) その他、法人の事務事業の利用基準、利用料金その他事務事業に関する重要事項で法人の理事会から諮問があった事項の答申に関する事。
- (6) その他、法人の定款第4条（同条第9号に掲げる事業を除く。）に定める事務事業に関する事。

(組織)

第3条 指導委員会の委員（以下「委員」という）は、次の各号に掲げる者のうちから法人の理事会の議決を得て委嘱したものをもって構成する。

- (1) 組織規則第5条第1項第2号に定める顧問（以下「顧問」という。）のうち、後見人等の事務を現に行い、若しくは過去に行っていたもの又は成年後見制度に関与しているもので、前条第1号及び第2号に定める事項に関する指導助言ができる者
- (2) 法律、財務経理、保健・医療及び福祉に関する学識又は実務を修めた者で、前条第1号及び第2号に定める事項に関する指導助言ができる者
- (3) 組織規則第4条第1項第1号に定める所長

(任期)

第4条 委員の任期（前条第3号に定める委員を除く。）は2年以内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号の委員は、顧問の職を失ったときは委員の職もまた失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 指導委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は理事であり、委員のうちから、副委員長は委員のうちから、それぞれ互選する。

3 委員長は指導委員会を代表し、指導委員会の事務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 指導委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 指導委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、欠席委員から書面による委任がある場合は、出席とみなして定足数に加える。

3 指導委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、欠席委員から書面による委任がある場合は、受任した委員が代理人として議決権を行使することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 法人の理事及び監事は、指導委員会の会議に出席することができる。ただし、前条第3項の議決に加わることができない。

(意見聴取)

第8条 委員長は、指導委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、指導委員会の議事等の状況を定例的に理事会に報告するものとする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は理事会の議決により定めるものとし、その支給方法及び支給

手続については別に規則で定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年8月29日から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人多摩南部成年後見センター定款の施行の日（平成21年5月18日）から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。